

宿泊施設の相互利用制度

公立学校共済組合京都支部に所属する組合員（任意継続組合員を含む。）及び被扶養者（任意継続組合員の被扶養者を除く。）が、次の共済組合の宿泊施設を利用する場合、当該共済組合の組合員と同一の料金で宿泊できます。

※ 指定宿泊施設及び保養等施設の利用券による助成は受けられません。

【 相互利用共済組合 】

- ① 国家公務員共済組合連合会
- ② 文部科学省共済組合
- ③ 防衛省共済組合
- ④ 日本私立学校振興・共済事業団
- ⑤ 地方職員共済組合
- ⑥ 警察共済組合
- ⑦ 東京都職員共済組合
- ⑧ 全国市町村職員共済組合連合会
- ⑨ 指定都市職員共済組合
- ⑩ 市町村職員共済組合
- ⑪ 都市職員共済組合

ただし、施設によっては相互利用を制限する期間を設けている場合があるので、申込みの際確認してください。

なお、利用に当たっては、利用される方全員の組合員証及び被扶養者証（後期高齢者医療制度の被保険者である組合員は、宿泊施設特別利用者証）の提示が必要です。